令和3年7月9日(金) 全国健康保険協会大阪支部 評議会資料(第1回)

# 令和2年度 大阪支部事業実施報告について



# 基盤的保険者機能関係

- ・大阪支部「保険給付適正化PT調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的(随時)開催する「保 険給付適正化PT会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、日本年金機構 と連携・協力し立入検査等を実施する。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を 実施する。

#### KPI

KPI設定なし

令和2年度実績

\_

令和元年度実績

予算

\_

# 主な取組み、結果

・給付適正化PT会議を11回開催

(主な議題)

傷病手当金の医師証明の偽造、柔整に係る近畿厚生局への情報提供、 あはき療養費に係る110件の審査請求と施術者団体への今後の対応及び 近畿厚生局への情報提供など

(結果)

医師証明偽造案件…不支給及び返納金催告 あはき療養費に係る審査請求…全て棄却、近畿厚生局に情報提供実施

・傷病手当金と障害年金等との併給調整にかかる遡及取得疑い分 5名に対する文書調査により適正を確認、喪失後の継続給付分(17名分)の 返納金(金額3,095,736円)催告を実施

### 課題

#### (案件の多様化)

匿名での情報提供や事業所独自で行った調査結果 提供、事業所と被保険者間のトラブルによる傷病 手当金の事業主証明の記入拒否など案件が多様化。 情報提供者から告発を求める声が多いが、協会に 与えられた権限の範囲内で粛々と調査を行い適正 に判断していくことが求められる。

## (押印省略)

事業主や医師の不自然な証明、同一筆跡の真否、 記入内容の矛盾等の不正請求が懸念され、より精 度の高い適正化が求められる。

- ・多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、昨年度行った調査研究事業の 結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。
- ・柔道整復療養費審査委員会における審査強化を図るとともに審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を 継続実施する。
- ・関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。

#### KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

令和2年度実績

2.07%

令和元年度実績

2.05%

# 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 4 ⑩-7 ⑩-8 ⑩-9

# 主な取組み、結果

- ・令和2年度支部医療費適正化予算確定通知の付帯事項に「調査研究事業の結 果、効果が認められる場合のみ実施可とし、本部業務部に執行の可否を確認す ること」とあり、本部業務部と当該事業の実施内容等について協議を重ねてき たが、10月末時点で当初予算から大きく減額となる内容で調整される方向と なり、事業規模等の大幅な見直しが必要となった。事業再構築後のスケジュー ル等を勘案し、年度内の事業完遂が困難であると判断し翌年度実施に変更。
- ・審査強化分としてピックアップした長期受療者のいる施術所(1か月平均90 件)を中心に、審査会での審査を経て、月平均45件の施術所照会を実施。 要因は限定できないものの、申請書1件当たり平均額は16%程度減少。 (実施前:10,117円→実施後:8,519円)
- ・施術所(1,178か所)及び医療機関(整形外科500機関)を通じて、柔道整復 施術における適正受療を促すリーフレットを患者に交付する事業を実施。 施術所へのアンケート結果では、施術者及び患者双方におおむね好評であった。

- ・予算に応じた事業規模
- ・照会文書送付後、16%程度の申請金額の 削減効果がみられたことから、令和3年度 も継続実施
- ・費用対効果等を踏まえ、広報対象や時期

# ●あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 業務第一グループ 継続

# 事業計画

平成30年7月より添付が義務付けられた「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」をもとに長期頻回施 術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。また、審査により疑 義が生じた場合は、患者や同意医師に対して照会を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。

#### KPI

KPI設定なし

令和2年度実績

令和元年度実績

# 主な取組み、結果

- ・長期頻回施術に対する審査強化事業として、令和2年度下期に 「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」を活用し た患者照会(320件)を実施。このうち、不適正な申請が疑わ れるもの(柔整との併給が疑われたもの等)に医師照会を実施 (34件)。
- ・結果、不適正と判断した42件(約99万円)を不支給処分とした。なお、不正な申請といえるものはなく、厚生局への情報提供は0件。

予算

\_

# 課題

施術所に対する牽制効果も考慮し、令和 3年度も実施予定 さらなる効果向上を目指した照会件数増 加について工程の効率化

進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10営業日)を遵守する。

#### KPI

サービススタンダードの達成状況を100%とする

令和2年度実績

100%

令和元年度実績

100%

予算

\_

# 主な取組み、結果

平常時は担当グループで着実にサービススタンダードを維持。 緊急事態宣言時など職員の出勤体制が整わない時期は支部全体 で体制を組み優先して実施することでサービススタンダードを 維持できた。

# 課題

緊急事態宣言時などの職員の勤務体制が 整わない時期において、担当グループで 可能な限りサービススタンダードを維持 できるよう生産性の一層の向上

お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大をはかることにより、現金給付等の申請にかかる郵送化率を上昇させる。

#### KPI

現金給付等にかかる郵送化率を93.0%以上とする。

令和2年度実績

95.9%

令和元年度実績

92.7%

予算

\_

# 主な取組み、結果

申請件数の多い任意継続・限度額適用認定証の申請については、 申請書と案内リーフレット、返信用封筒をセットにした「任意継続手続きセット」「限度額手続きセット」を作成し、事業主向け の広報を実施。

# 課題

郵送化率については、緊急事態宣言の発出 による外出自粛の影響を受けていると考え ているが、引き続き設置環境や、利用しや すいホームページの構築に努める。

事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や保険薬局、商工会議所と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額認定証の利用促進を図る。

#### **KPI**

高額療養費制度に占める限度額適用認定申請証の使用割合を88.0%以上とする。

令和2年度実績

81.9%

令和元年度実績

83.6%

予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 ⑩-11

# 主な取組み、結果

・職員の架電や訪問により、限度額適用認定申請書の設置協力依頼 を実施。(令和3年3月末現在 322医療機関 ※令和2年3月末 現在 278医療機関)

また、設置中の医療機関のうち、昨年度中に申請書補充の要請のなかった116医療機関に「追加送付依頼書」を送付し、利用促進をはかった。この結果、45医療機関に計2750部の追加補充を行った。

・ホームページ及び納入告知書同封物に事業所向けの広報を実施した。

# 課題

大阪府内の急性期病院には設置協力が完了 したため、今後については、整形外科の診 療科目のある中小病院を中心に促進活動を 行っていく。

被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

#### KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。

令和2年度実績

90.55%

令和元年度実績

89.96%

# 予算

\_

# 主な取組み、結果

・令和2年10月より、7回に分けて、順次対象事業所(116,597事 業所)へ被扶養者状況リストを送付。

(提出期限:令和2年11月30日)

- ・未提出事業所については、令和3年2月に再度リストを送付した。
- ・結果、105,583事業所(90.55%)から被扶養者状況リストを 受け付けた。
- ・支部からの電話勧奨等(584件)も併せて行い、所在不明事業所に対しては、年金事務所に照会をおこなった。

#### 課題

別居している者については、仕送りの事実 と仕送り額が確認できる書類を求めること から、加入者事業主に分かりやすい広報や 案内に努める。

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・保険証未返納率や返納金発生件数などの事業所データを活用した事業所への文書等による啓発等を実施し、資格 喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

#### **KPI**

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。

令和2年度実績

88.77%

令和元年度実績

90.90%

# 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 ⑩-12

# 主な取組み、結果

- ・保険証未回収者に対して文書及び電話による催告を実施し、返納金の発生防止につとめた。令和3年1月までは、前年を上回る保険証回収率であったが、令和3年2月から日本年金機構の回収登録処理変更により、急激な回収率低下となった。
- ・保険証の添付率の低い事業所や資格喪失後受診による返納金発 生率の高い事業所に対して、文書・電話により早期回収の周知、 啓発を進めた。当初は事業所を訪問してチラシ等を配布する予 定であったが、コロナ禍で見合わせている。事業所の意識も 徐々に変わりつつある。

# 課題

・保険証の早期回収にむけて事業所へのア プローチ範囲の拡大、周知・啓発方法の 工夫が必要。

債権の早期回収に取り組むとともに、スケジュールに沿った定期的な催告や支部独自催告により債務者との接触率 を高めつつ、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

#### KPI

- ①返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。(前年度 46.42%)
- ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。(前年度0.095%)

令和2年度実績

①41.72% ②0.093%

令和元年度実績

①46.42% ②0.095%

# 主な取組み、結果

- ・発生した債権については、債権管理回収行動計画に基づき計画 的に催告を行い、早期回収につとめた。
- ・支部独自の取り組みとして、色付き定形外封筒での催告や就業 場所への催告もあわせて実施し、債権回収率の向上を目指した。
- ・債権回収金額は前年比を上回ったが、調定額も大きく伸びてい るため回収率としては低下となった。

# 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 ⑩-12

# 課題

債権回収率の向上へ保険者間調整の更なる 推奨、事務の効率化の検討。

医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。

【資格点検】 無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施

【外傷点検】 損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施

【内容点検】 内容点検行動計画に基づき、システム点検の効果的な活用や点検員の点検スキル向上施策等の実施

#### KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

令和2年度実績

0.438%

令和元年度実績

0.517%

# 予算

\_

# 主な取組み、結果

- ・コロナ禍において、点検員の休業や交代制の在宅勤務により、全 国的に査定率が減少する中、入院点検や高額な診療項目に絞った 効果的な点検を実施。
- ・点検員向けに研修会や在宅学習を行うなど、査定額向上に取り組んだ結果、令和2年度査定率が0.438%となり全国で1位を達成。

- ・レセプト点検員のスキルアップ
- ・レセプト点検の質的向上と、システムを活用 した効率的な点検
- 支払基金との連携強化

# 戦略的保険者機能関係

- ・生活習慣病予防健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。
- ・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。拡大は、受診率が低い地域、加入者1人あたり実施機関が少ない地域に重点を置く。
- ・新規適用事業所を対象に生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。
- ・年次案内・受診勧奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

#### **KPI**

牛活習慣病予防健診受診率を44.4%以上とする

令和2年度実績

39.3%

令和元年度実績

41.2%

# 予算

資料2-1

支部保健事業予算 2678910116

# 主な取組み、結果

- ・新型コロナの感染拡大防止(緊急事態宣言発令)により、令和2年度 の協会けんぽ主催の集団健診は一律中止。
- ・健診受診啓発動画を作成し、YouTube広告として配信を行った。 また、大阪メトロネットワークビジョン(主要14駅)にて放映し、受 診率向上及び認知度向上を図った。
- ・新規契約となった健診機関周辺(大東市・東大阪市)の事業所へDM を送付。(1,004件)
- ・当該年度35歳となる被保険者へ協会けんぽ大阪支部のイメージキャラクターをモチーフにしたDMを送付。(13,432件)
- ・年次案内の対象とならない新規適用事業所へ生活習慣病予防健診の案内を送付。(7,347件 計6回)

## 課題

・生活習慣病予防健診は胃バリウム検査等 とのセット健診であることから、業態や 勤務体制によって利用いただけないケー スがある。

・事業者健診データ未提供事業所を対象にデータ提供勧奨を行う。また、労働局・経済団体と連携し、勧奨の効果 向上及び勧奨機会の拡大を図る。

#### **KPI**

事業者健診データ取得率を9.5%以上とする

令和2年度実績

6.3%

令和元年度実績

5.1%

予算

資料2-1

支部保健事業予算 345

# 主な取組み、結果

- ・外部委託による事業者健診結果データ取得勧奨業務の実施。 (令和2年度取得件数計82,500件程度、対前年16,500件程度増)
- ・事業者健診にかかる事業所向け説明用リーフレットの作成。 (10,000部)

# 課題

・国が定めたXMLデータの仕様が複雑なため、小規模なクリニックや診療所などにはデータ作成ができる健診機関が少ない。また、けんぽへ提供する件数が多くないことから、データ作成の上限単価(税込385円)が、掛かる作業に見合わなく、データ提供の契約が困難となっている。

- ・特定健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。実施にあたり、自己負担の無料化及び市町村と連携したがん 検診の同時実施を推進する。
- ・特定健診の未受診者を対象に過去の受診状況等を活用し受診勧奨を行う。
- ・健康宣言を行っている事業主と連携し、事業主・支部長連名による特定健診の受診勧奨を行う。
- ・年次案内・受診勧奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

#### **KPI**

被扶養者の特定健診受診率を31.2%以上とする

令和2年度実績

17.9%

令和元年度実績

24.6%

# 予算

資料2-1

| 支部保健事業予算 | ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮

# 主な取組み、結果

- ・新型コロナの感染拡大防止(緊急事態宣言発令)により、令和2年度の協会けんぽ主催 の集団健診は一律中止。
- ・健診機関計画の集団健診情報をとりまとめたカタログを作成し、大阪府内在住の40~ 59歳の対象者へ送付。(178,253件)
- ・協会けんぽ大阪支部のイメージキャラクターをモチーフにしたツールを作成し、大阪 府内在住の60~74歳の対象者へ無料の健診施設を案内。(89,663件)
- ・健診受診啓発動画を作成し、YouTube広告として配信を行った。また、大阪メトロ ネットワークビジョン(主要14駅)にて放映し、受診率向上及び認知度向上を図った。
- ・従業員の被扶養者受診啓発に向けた事業主、支部長の連名文書を作成。(10,000件)
- ・令和3年度の受診促進に向け、過去5年度の受診頻度及び年齢層から対象者を4つに分 類し勧奨を実施。(40,000件)
- ・年次案内の対象とならない途中加入者へ健診案内(受診券)を送付。(83,443件 計 8回)

- ・特定健診の検査項目が限られていることもあり、 毎年連続で受診しない対象者が一定数存在する。
- ・被保険者の定期健診と異なり、事業主等の介入がな いことから、個人を受診までの行動変容につなげる 動機付けが弱い。

【被保険者】・健診機関による健診当日の初回面談拡大のため、検討会等を開催し課題共有と好事例展開を行う。

- ・健診機関等への外部委託による特定保健指導を推進し、府外在住者を含め実施を拡大する。
- ・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を生活習慣病予防健診の年次案内時に行い、事業所の特定保健指導受け入れの拡大を図る。
- ・特定保健指導対象者が多く在職する事業所の勧奨を強化し、グループ支援等を実施する。
- ・公民館等で特定保健指導を実施し、事業所内での特定保健指導実施が困難な事業所の特定保健指導対象者に機会を提供する。 また、付加測定の実施等参加率を高める工夫を行う。

【被扶養者】・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を実施する。

・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を集団健診案内時に行い、参加意欲の喚起を図る。

#### **KPI**

特定保健指導の実施率を17.4%以上とする

令和2年度実績

12.8%

令和元年度実績

12.9%

# 主な取組み、結果

#### 【被保険者】

- ・新規契約健診機関の拡大(4機関)
- ・特定保健指導の質を高めるため大阪府内を4地域に分け外部専門機関へ委託。また、 支部で対応できない大阪府外(大規模事業所の支店等)について、同じく委託によ り特定保健指導を実施した。
- ・新型コロナの感染予防対策として、ICT面談を全ての外部専門機関で導入した。 (初回遠隔面談:1,644件)
- ・特定保健指導対象者が多く在職する事業所へ、事業所全体の健康づくりを強化する ための健康サポートを実施。(256件)

#### 【被扶養者】

- ・新型コロナの感染拡大防止(緊急事態宣言発令)により、令和2年度の協会けんぽ 主催の集団健診は一律中止。
- ・特定保健指導の案内を含めた健診機関計画の集団健診情報をとりまとめたカタログを作成。

# 予算

資料2-1

支部保健事業予算 切 ⑱ ೨

# 課題

#### 【被保険者】

・健診機関の指導者の人員体制が整わないことから、 契約に至らないケースや契約健診機関であるが、 健診受診数に対して実施件数が少ない健診機関が ある。

#### 【被扶養者】

- ・被保険者の保健指導と異なり、事業主等の介入が ないことから、個人を受診までの行動変容につな げる動機付けが弱い。
- ・集合契約B機関では、無料ではなく受診者負担が発生する。

# 16

- ・未治療者を対象に電話勧奨を実施する。電話がつながらない場合は文書勧奨を実施する。
- ・ナッジ理論等を活用したトークスクリプトやチラシを作成し、効果的な受診勧奨を行う。

#### **KPI**

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

人工	12年		÷- /	/EE
으ㅋ	I) (#	144 .	#E.3	5=
TJ $TL$	14-	ノマラ	フィ	١Ħ

11.0%

# 令和元年度実績

10.2%

# 主な取組み、結果

- ・本部勧奨の一次・二次勧奨域基準の対象者へ支部からも受診勧奨を実施し、 受診率の向上を図った。(17,907件)
- ・重症域の対象者へは、支部の保健師が電話で受診勧奨を行い、医学的な知識から確実に医療へつなげる手厚い支援を実施。新型コロナによる医療機関受診の不安がある対象者へ、オンライン受診案内や重症化リスクが高いことを伝える等のアプローチを行った。
- ・治療が必要な方へ早期の医療機関への受診を図るため、健診機関による受診 勧奨業務委託を実施。(127機関)
- ・行動変容を促すためのナッジ理論を活用した受診勧奨チラシ(7種類)を作成。

# 予算

資料2-1

支部保健事業予算 ⑲ ⑳

- ・協会けんぽからの受診勧奨(一次)は、健診受診月から概ね6か月後となり、早期の介入ができない。
- ・電話による勧奨(二次)は、個人の連絡先が不明な場合、勤務先への架電となり、業務時間中のため本人への取次が困難。

- ・事業所に対し、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)の提供を通じて、健康宣言事業所数の更なる拡大と健康経営の推進を図る。また、取組の質を向上させる観点から、出張健康講座や健康経営優良法人認定に向けたセミナーを実施し、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。
- ・大阪府と共同で開催する健康経営セミナーをはじめとして、事業所における健康づくりに関し、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる広報を 実施する。
- ・女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。
- ・歯科医師会と連携のうえ、事業所の従業員に対する歯周病予防対策事業を実施し、歯科検診の重要性を啓発するとともに、歯科医療費の適正化を図る。

#### **KPI**

#### KPI設定なし

令和2年度実績

健康宣言 2,071社

令和元年度実績

健康宣言 1,132社

# 主な取組み、結果

- ・経済団体と連名で健康宣言のリーフレットを作成。
- ・商工会議所(高槻・堺)、大阪府中小企業団体中央会から会報誌紙面の 提供を受け健康宣言の記事を掲載した。
- ・東大阪商工会議所、沿岸荷役協同組合等の協力を得て、会合等で健康宣言 事業を紹介した。
- ・近畿経済産業局、大阪府、経済団体と連携し、健康経営優良法人認定取得 のためのセミナーを実施、後日YouTube配信も行った。
- ・応募があった保険会社と覚書を締結し健康宣言未実施事業所に勧奨を実施。
- ・事業所が自社の健康課題を把握し実効性のある健康宣言ができるよう、 従業員50人以上の事業所に「見える会社の健康度」を配布した。 【結果】
- ・大阪府で健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)の認定を受けた事業所は1,095社で全国最多となった。

# 予算

資料2-1

支部保健事業予算 ② ② ③ ④

- ・健康宣言を行う事業所は確実に増加しているが、 加入事業所数に占める割合は1%程度である。
- ・令和3年度は、健康宣言事業所数がKPIとして新たに設定された一方、「質の確保」を重視する方針も示されている。今後は、数の拡大と宣言後のフォローアップを両輪で推進する。
- ・セミナー等はオンラインに切り替える等、情勢に 応じ適切な方法で実施する。

# ●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

# 企画総務グループ 継続

# 事業計画

#### 【広報活動】

- ・広報活動について年度計画を策定し、必要に応じて関係団体との連携による広報を実施する。
- ・納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、ターミナル駅でのデジタルサイネージを活用した集客力のある空間での広報を実 施する。
- ・広報物については、イラストやロゴを用いた分かり易い広報物を提供することにより、加入者の理解度促進を図る。
- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に実施するため、加入者を対象とした理解度調査に基づく、特に理解が進んでいない分野に対して注力して広報を強化する。
- ・大阪支部イメージキャラクター「広報部鳥けんぽん」を広報媒体として積極的に活用し、協会けんぽ大阪支部への親しみと知名度アップを図る。
- ・メールマガジンについては、加入者に幅広く協会けんぽの情報を発信するため、事業所の担当者だけでなく加入者個人にもターゲットを拡げ、メール マガジン新規登録者数の増加を目指す。

#### **KPI**

広報活動における加入者理解率の平均について42.3%以上とする

令和2年度実績

40.5%

令和元年度実績

42.3%

## 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算

5 6 7 8 10-1 10-2 10-3 10-4

# 主な取組み、結果

- ・納入告知書同封チラシは、支部内の広報委員会で分かりやすさに重点を置い た検討を行い、イラスト等を工夫し作成した。
- ・メールマガジンは、正確な情報を親しみやすく発信するため、健診等について医師のコラムを掲載した。
- ・大阪メトロネットワークビジョン(14駅)で健診受診啓発動画を放映し、受診率向上及び認知度向上を図った。

#### 【結果】

- ・加入者理解率は、全国平均、大阪支部とも前年度を下回った。
- ・令和2年度末メールマガジン登録者数 17,560名(2,233名増加)

- ・加入者理解率低下は、調査方法が変更された影響も ある。全国平均との比較では健診・保健指導の理解 率が低いため、次年度も重点的に広報を行う。
- ・協会けんぽの広報は、紙媒体・文字が主である。 今後は公共交通機関の媒体のほか、インターネット・SNS等を活用し動画による広報を拡大し、 認知度、理解度向上に取り組む。

#### 【健康保険委員】

- ・文書や電話による勧奨を実施し、加入者及び事業主との橋渡し役である健康保険委員の委嘱を図る。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員に広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するとともに、健康保険委員研修を実施する。
- ・健康保険事業の推進について、協力をいただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。

#### **KPI**

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を37.0%以上とする

令和2年度実績

37.3%

令和元年度実績

34.4%

# 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 ⑩-5 ⑩-6

# 主な取組み、結果

- ・被保険者6名以上の事業所に対し文書及び電話による勧奨を実施した。 (文書勧奨22,422社、電話勧奨 140社)
- ・健康保険委員限定の情報提供として、広報誌(4回発行)、健康保険制度の 内容を掲載したカレンダー、新入社員サポート用「マンガで学ぶ!健康保険」 を配布した。
- ・健康保険委員表彰を実施(理事長表彰2名、支部長表彰9名)
- ・健康保険委員研修会は中止とした。

#### 【結果】

・令和2年度末健康保険委嘱者数 11,604名(3,063名増加)

## 課題

・健康保険委員委嘱があっても健康宣言は未実施、 健康宣言は行っていても健康保険委員は未委嘱 という事業所がある。広報の工夫と勧奨により 健康保険委員事業と健康宣言事業を一体として 実施し、加入者等の理解促進及び健康づくり推 進を加速させる。

- ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。
- ・個別の医療機関・保険薬局に対し、上記分析結果や後発医薬品実績リスト等、見える化ツールを活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府薬務課及び大阪府薬剤師会との連携を図る。
- ・自治体の国民健康保険といった他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- ・メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。

#### **KPI**

大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を77.8%以上とする

令和2年度実績

77.2%(令和3年1月)

令和元年度実績

75.6%

# 主な取組み、結果

- ・ジェネリックカルテを用いて市町村別、年代別にマイナス影響度が高い層 を把握しアプローチを実施した。
- ・マイナス影響度が高い10医療機関を訪問し、見える化ツール・後発医薬品 実績リストを用いて薬剤部責任者に説明した。以後、定期的に見える化 ツールを送付し使用割合の変化等情報提供を行った。
- ・豊中市、大東市、富田林市と連携し、医師会に確認のうえ、医療機関に 見える化ツールを送付した。
- ・大阪府薬務課、大阪府薬剤師会との連携のもと、大阪府下の調剤薬局に 見える化ツールを送付した。(2回)
- ・J1クラブ「ガンバ大阪」「セレッソ大阪」の協力のもと、大阪府薬務課と協同でジェネリック希望シールを作成し、調剤薬局や加入者に送付した。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知に合わせ、集中広報として、新聞広告、 大阪メトロなんば橋駅柱巻き広告、調剤薬局へのポスター配布を実施した。

# 予算

資料2-1

支部医療費適正化等予算 ① ② ⑨

- ・マイナス影響度の高い医療機関への訪問は、新型 コロナウイルス感染症やジェネリックメーカーの 製造問題があり、計画どおり行えなかった。今年 度も影響は残る見込み。今後は、時期や情勢を 見極め、医療機関だけでなく調剤薬局にも訪問を 行う。
- ・「大阪府後発医薬品安心促進のための協議会」も、 同様の影響により開催が見送られた。次年度は、 「後発医薬品にかかるロードマップ」(5か年計 画)の修正が行われる予定。

# ●地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 企画総務グループ

# 事業計画

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ・大阪府の各種協議会(大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会)及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

#### **KPI**

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議の参加率100%を維持する
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

# 令和2年度実績

①100% ②実施機会無

# 令和元年度実績

# 主な取組み、結果

- ・地域医療構想調整会議に全て参加し、保険者の立場から意見発信を行った。
- ・各種協議会では、データを活用した意見発信を行う機会の確保に至らなかった。

# 予算

課題

・関係機関との連携強化のほか、意見発信を行っている支部の例を参考に、各種協議会の議題に応じた分析データの用意や事前調整等のスキルを身につけ、意見発信につなげる。

# 組織•運営体制関係

- 一般競争入札の一者応札案件の減少に努めるため、以下の取り組みを行う。
- ・公告から入札及び納期まで、十分な期間を確保し事業者に参加しやすい環境を提供する。
- ・過去に実施したアンケートを分析し、事業者に分かりやすい仕様書を作成する。(アンケートは今年度も引き続き実施する)。
- ・入札説明会の質疑応答等で、事業者の入札参加の障壁となっている事象を聴取し、改善を図る。
- ・入札参加資格保有の事業者へ積極的な周知活動を行う。(架電、ダイレクトメール(はがき)の送付による入札公告掲示案内)

#### KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20,0%以下とする

令和2年度実績

20.83%

令和元年度実績

26.1%

# 主な取組み、結果

- ・調達時期の前倒し、公告及び業務履行期間の十分な確保等について事業担当グループと情報共有し見直しの徹底を図った。
- ・全案件について説明会を開催し、分かりづらさによる応札見合わせを防ぎ、 質問しやすい環境整備を行った。
- ・アンケート等により把握した応札の障害となっている仕様は必要性の再検討 を行い、可能な限り変更した。
- ・公告は、支部窓口への掲示、ホームページ掲載のほか、応札要件を満たして いると思われる事業者を情報収集し、郵送で公告を案内した。 【結果】
- ・令和2年度一者応札 24件中5件(令和元年度 23件中6件)

# 予算

—

- ・新型コロナウィルス感染拡大の影響により、委託 業務に従事する人員を確保できないとの理由で複数 の辞退があった案件があった。今後も、公告期間を より長くする等応札しやすい環境整備を進める。
- ・業務量に対し、納品までの期間が短いと意見があった案件があった。一者応札削減だけでなく、落札 価格を抑えるためにも、業務履行期間のさらなる 確保を推進する。
- ・公告及び業務履行期間の十分な確保のため、事業 計画策定や事業準備開始時期を前倒しする。